

2021 年度インタビュー映像研究班の成果について

——記録と展示のあいだで——

佐藤哲彦（関西学院大学）

2021 年度は前年度から継続的に取り組んでいる二つの課題、すなわち証言映像の分析ならびにデジタルストーリーテリングの制作実践と、2021 年度から試験的に開始した新しい課題、すなわち薬害被害者の肖像写真撮影実践、これら三つの課題に取り組んだ。以下では、それぞれの項目について、その成果とそれを踏まえた今後の課題について報告する。そして最後に、これまでのこの班の研究を振り返って、薬害アーカイブズ研究に必要な論点について言及しておきたい。

(1) 証言映像の分析

これまで当研究班では、薬害被害者による証言映像について、それらのトランスクリプションに分析用の記号を挿入しつつ当該映像を記述することを通して、薬害経験を成り立たせる言語的特徴やストーリーと、それらを可能にする技法に関する分析を行ってきた。この分析によって証言映像をどのようにカテゴリー化して記録することができるのか、またそれを踏まえてどのように整理し資料として展示できるのかを考えるためである。これが当初、当研究班に課された課題であった。この分析については2021 年度も継続し、新たな証言映像に対して分析を行った。

そこで2021 年度は、昨年度まで未入手であった平成30年と平成31年の証言映像を入手し、それらを上記の方法で記述することにより、これまで仮説的に得ている知見の検証を行い、それによって、薬害経験はどのように語られるのか、そしてそのように語られる薬害経験の証言映像はどのように展示されうるのか、などについて検討した。これらの作業は、証言映像とは何かという一般的な知見を検討するものであるとともに、薬害経験の証言映像を記録し展示する場合に、それ特有の証言映像において実践されているカテゴリーとの関係でどのように分類し、またそれをどのような形で視聴者に伝える必要があるのか、などについての基礎的な知見を提供するものである。

具体的には、今年度は平成30年に撮影された薬害ヤコブ被害者の証言映像を2本、薬害スモン被害者の証言映像1本、陣痛促進剤被害者の証言映像1本それぞれを対象とし、それらのトランスクリプションを分析用に編集して検討した。ここでは個々の分析は省略するが、薬害の被害体験を成立される一般的ディスコース（佐藤 2016; 2018）すなわち、原因論・責任論・構造論・連帯論などとは別に、個別的で個人的な体験のもつ意味の重要性が、これまでの研究と同様に観察された。このような一般性と

個別性の組み合わせこそが、薬害の被害体験をそれぞれのものとして成り立たせていると考えられる。この知見はさらなる証言映像で検証していく必要があるだろう。

(2) デジタルストーリーテリングの制作実践

薬害被害に関するデジタルストーリーテリング（以下、DST）制作は、薬害資料の展示において、当事者が主体的に関与する形での記録及び展示実践に対して貢献するものと考えられる。そこで当研究班では、2019年度にこれを発案し、2020年度に試験的にワークショップを実施し、2021年度においてはその制作を継続的に行った。これによって、展示用の短い映像を制作するということに限らず、DSTというメディア実践の可能性と問題点を浮き彫りにし、薬害DSTの記録的価値と展示的価値に関する記述を蓄積することが可能になると考えたからである。この活動の将来計画上の論点としては、将来的に薬害アーカイブズの研究班およびインタビュー映像研究班が解散したとしても、その技法が被害者団体に引きつがれてDST制作が可能となるということがあげられる。ただし、それにはさらなる知見や経験の蓄積と、実際の被害者の方々のDSTワークショップへの参加が必要となる。

そこで、まずはその参加を促すための資料となるプロトタイプの薬害DSTを制作するのが2021年度の活動と位置づけ、薬害エイズに関するDSTを1本制作し、薬害教育検討会において試験的に放映した。その結果、視聴した検討会委員らからは好意的な反応が得られた。

そこで2022年度は、まずはプロトタイプ制作にたずさわっていただいた当事者の要望にもとづき、映像の一部のマスクとあらたな映像の挿入に協力し、その後に薬害資料展示室において公開できるように仕上げることを予定している。さらにコロナ禍が継続したためにできなかった薬害DST制作のためのワークショップを、感染状況が落ち着けば安全に配慮して開催し、薬害被害者自身がDSTにコミットする機会を設ける必要があると考えられる。

(3) 薬害被害者の肖像写真撮影実践

将来的な薬害資料展示のことを念頭におき、また薬害被害経験のリアリティを補強する意味で、2021年度に試験的に開始したのが薬害被害者の肖像写真撮影である。これを考案したのは、そもそもは証言映像の分析により、薬害被害者と一般社会の連帯の重要性が示されたためである。

すなわち、薬害被害者は薬害の一部として一般社会から差別され排除される経験をしており、薬害被害者ディスコースにおいては、それに対して再び社会との連帯を求めていることが明らかになっている（佐藤 2016; 2018）。これは、彼ら被害者にとっ

ては、市民としての役割の再取得が目指されていると言っていい。しかしながらその一方で、薬害被害を訴えることだけでは、薬害被害者としての役割に被害者らを固定してしまう恐れがある。換言すれば、薬害防止活動が、その意図せざる結果として被害者らを被害者カテゴリーに閉じ込めてしまう恐れがあるということである。そのような役割に閉じ込められてしまうことは、むしろ「同じ市民であること」に反し、被害体験の一般性を減じてしまう恐れがある。そこで、「市民としての薬害被害者」を示すために、被害者像を強調しない、ごく一般的な市民としての姿を人びとに示す必要があると考え、そのための肖像写真撮影に試験的に着手した。これは多くの撮影が進みそれらが展示され、一般的に鑑賞されることを通してこそ達成されるプロジェクトであるといえよう。これまでのところは、薬害エイズの被害者 2 名、陣痛促進剤被害の被害者 1 名の肖像撮影を行った試験的なものとなっている。このプロジェクトは被害者全般に当てはまるものとして、数多くの肖像が必要であり、したがって 2022 年度以降も継続的に行うことが必要とされる。

(4) これまでの研究を振り返って——記録と展示の間で——

最後に、これまでの作業と研究を振り返って、今後必要となる薬害アーカイブズ研究の論点について述べておきたい。

上でも触れたように、当初この研究班は証言映像を分析してその特徴を記述することで、証言映像を詳説するための言語的資源の開発や、証言映像を記録する際のカテゴリーの提案などを目的としていた。しかしながら、薬害アーカイブズ研究は、ただ単に記録を整理することが目指されているわけではなく、当然ながらその結果として、それらを資料として活用可能にすることもまた目指されている。すなわち、展示ということである。

その目的に鑑みれば、証言映像の分析だけでは不十分であることは、各地で証言映像を展示している博物館を観察することで気づかされる。もちろん証言映像は非常に重要であり、記録として残す必要のあるものであることは言を俟たない。しかしながら、それは一般的な意味で展示には時間的に長すぎるのである。一方、上でも触れたように、資料館構想は、薬害被害者が一般社会に求める連帯の回路であり表現である。したがって、そのような連帯を機能的に実現することを肯定的に評価する価値を「展示的価値」を名付け、「記録的価値」とペアにして実践する必要があると、これまでの報告で指摘してきた。端的には、記録があれば一般社会との連帯が自動的に保証されるというわけではないということである。

そのような基礎的な議論の上に、この研究班では証言映像の分析に加え、DST と肖像写真という二つのプロジェクトを試験的に導入し、証言映像や薬害被害者言説の「展示的価値」を高める工夫を行うことにしたのである。

実際のところ、これらは、この研究班が本来持つと想定されていた活動を、自らの研究成果にもとづいて書き直すことで成立した、いわば自省的なプロジェクトである。その意味で特殊な展開をしたプロジェクト群であるが、薬害というある意味で一般的でありつつも、その一方で特殊であるような社会問題経験を理解し、また防止するためには、おそらくこのような特殊な作業が必要であると考えられる。その意味で、記録と展示のあいだに定位可能なさまざまな活動が、今後も必要とされると考えられよう。

文献

佐藤哲彦， 2016， 「薬害の社会学的記述に関する考察——薬害ディスコースの分析——」， 『関西学院大学先端社会研究所紀要』， 13， 89-104.

佐藤哲彦， 2018， 「逸脱研究の論点とその探求可能性——ディスコース分析をめぐって——」， 『社会学評論』， 68(1)， 87-101.